

IVAA 国際ボランティア鍼灸師協会 規約

第1条 名称

当会は、国際ボランティア鍼灸師協会、略してIVAAと称する。

第2条 目的

本会の活動を通じて世界の医療の届かない現場に、まず鍼灸にて手を差し伸べる。

第3条 事業

本会は前条の目的を達成する為の事業を行う。
本会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第4条 会員

会員は本会の目的に賛同し、事務局に入会申込書の提出を行った個人とする。

第5条 負担金

別途内規に定める。

第6条 役員

- 1 会長は会務を総括し、会を代表する。
- 2 役員は総会において過半数の同意をもって選任する。
- 3 総会の互選により次の者が会長に選任され、同時に被選任者はこの会長就任を承諾する。

会長住所：岐阜県本巣市軽海1280-1
会長氏名：大澤 安則

- 4 総会の互選により次の者が会計に選任され、同時に被選任者はこの会計就任を承諾する。

会計住所：岐阜県本巣市軽海 1280-1

会計氏名：大澤 安則

5 他は別途内規に定める。

第7条 予算

会長は収入ならびに支出の予算を立案して総会に提出し過半数の同意をもって承認を得るものとする。

第8条 決算

会長は内規に定める様式で決算を行い、総会で過半数の承認を得るものとする。本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第9条 総会

この会の定時総会は事業年度終了後に開催し、必要のつど臨時総会を開くことができる。

- 1 総会の招集は会長が行う。
- 2 会員は必要に応じて、決議事項を提示して臨時総会の招集を請求することができる。
- 3 総会は会員の2分の1以上の者が出席しなければ、会議を開き議決することはできない。但し、委任状をもって出席とみなすことができる。
- 4 議案の決議は出席者の過半数の賛成でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 総会の決議事項及び報告事項は、次のとおりとする。
 - (1) 規約の改正に関わる事項
 - (2) 会員の加入及び脱退に関わる事項
 - (3) 事業計画及び決算、活動報告
 - (4) 役員の改選
 - (5) その他必要と認めた事項

第10条 届出事項の変更

会員は、氏名、住所、郵送先等入会申込書の記載事項に変更が生じた場合は、ただちに事務局に届け出る事とする。

第11条 退会

事務局への退会届けの提出をもって退会とする。
会員の退会は何人も是を妨げてはならない。

第12条 解散

本会の解散については、総会において3分の2以上の決議を得なければならない。
本会の解散にともなう残余財産の清算については総会の議決による。

第13条 所在地

この会の所在地を次のとおりとする。

本部：岐阜県本巣市軽海1280-1

第14条 附則

本会はこの規約の施行と共に設立する。
本規約は、平成29年4月8日制定し、即日これを施行する。
本規約は、平成29年4月8日一部改定し、即日施行する。
(代表者変更により一部改定)